

教えて

「共謀罪」

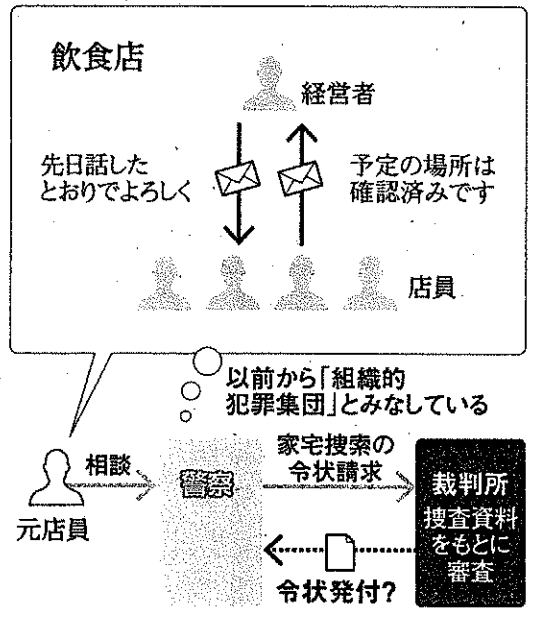
パート2 ⑧

裁判所の審査は「フリーパス」?

外国人留学生が多数アルバイトする飲食店の元店員が警察に相談に訪れた。「より安い賃金で外国人を働かせようと、店ぐるみで密入国を計画している」という。経営者がグループメールで「先日話したとおりでよろしく」と指示し、店員の一人が「予定の場所は確認済みです」と返信するメールも見せた。警察は以前からの店が暴力団と関わりがあるとみており、家宅捜索を検討中だ。

警察や検察が犯罪に関わった疑いがある人の関係先を捜索して物を差し押さえたり、逮捕して拘束したりする場合、裁判所に証拠を示し、令状を取得しなければならない。

外国人を集団で密入国させる行為は出入国管理及び難民認定法違反にあたる。だが、法務省関係者によると、この事例では実行行為



には及んでおらず、現在の法律では家宅捜索の令状は取得できないという。では、政府が国会に提出した「共謀罪」法案が成立した場合はどうか。①警察が店関係者を「組織的犯罪集団」だとみなし②元店員が密入国の計画や指示を証言したうえ③下見という「準備行為を示唆したメールがあれば、「共謀罪」が適用される可能性がある。

一方で、メールは通常の店の経営をめぐるやりとりのようにも読める。元店員が経営者に何らかの恨みを持ち、警察に虚偽の訴えをした可能性も否定できず、判断が難しいケースだ。

金田勝年法相は国会答弁で、「捜索、差し押さえとか逮捕といった強制捜査は、裁判官の令状審査が必要となるため、裁判官が法令に従って『合意』の有無

を適切に判断することになる」と述べた。では、裁判所は歯止めになるのか。

この事例について、検察幹部は「密入国をさせている集団ということが具体的に示せる証拠が必要で、そんなに簡単に令状は出ない」と語る。だが、元裁判官の木谷明弁護士は「捜査機関の解釈で令状請求されれば、認めてしまう裁判官も多いのではないかと指摘。『裁判所が厳格に審査できるというのは間違い。捜査機関の資料だけで判断するしかなく、裁判官は反対する材料を持ち合わせていない。事実上フリーパスだ』

最高裁によると、2016年にあった9万7873件の逮捕状請求のうち、却下はわずか54件で、他に捜査機関の取り下げが1388件。木谷弁護士は「身柄拘束する逮捕状ですらこれだけ認められており、捜索差し押さえ令状の審査はより緩やかになる。法案にある『計画』という概念はあいまいで、どこまでも広がる恐れがあるし、既遂の場合よりも令状が出されやすくなるだろう。立証のために電話の盗聴やメールの盗み見も利用される危険がある」と問題視する。(小林孝也)

◇ 「共謀罪」パート2は今回で終わります。あすから「機関投資家の規範」を取り上げます。